

河北総合病院ホームページバナー広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、河北総合病院（以下「病院」という。）がホームページにおいて掲載しているバナー広告（以下「広告」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 病院ホームページに掲載する広告は、バナー広告（病院ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。以下「広告」という。）とする。

2 同一の広告主が同時に 2 枠以上の広告を掲載することはできないものとする。

(広告掲載の範囲等)

第3条 広告掲載できる広告は、病院を利用する患者及び地域住民の生活における利便の向上に寄与するものであり、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性があるもの
- (5) 社会問題についての主義主張のあるもの
- (6) 取扱商品等の性質上、消費者とのトラブルが想定されるもの
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) その他病院長が不適当であると認めるもの

(広告掲載の掲載位置及び枠数)

第4条 広告の掲載位置は、病院ホームページの最下部に設置して掲載する。

2 広告の掲載枠数は最大 10 枠とする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格等は、次のとおりとする。

サイズ	横 200 ピクセル×縦 53 ピクセル
形式	JPEG 形式、PNG 形式、GIF 形式（アニメーション GIF を除く）
データ容量	150 キロバイト（KB）以下
デザイン・色彩	病院のイメージを損なわないものであること

2 次の表記等は禁止する。

- (1) 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）

- (3) ラジオボタンあるいはチェックボックス（あたかも選択が可能であるかのような誤解を与えるもの）
- (4) テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるような誤解を与えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（あたかも入力可能な領域があるような誤解を与えるもの）
- (6) 病院ホームページのコンテンツの一部かのように誤解を与えるもの
- (7) 広告上、商品、サービス、所在の確認又は判別が困難なもの

（広告掲載料等）

第6条 広告掲載料は、1 枠につき月額 11,000 円（税込）とする。

（広告の掲載期間等）

第7条 広告を掲載する期間は、原則として 6 ケ月単位とする。

（広告掲載の申込方法）

第8条 病院ホームページへの広告掲載を希望する場合は、河北総合病院ホームページバナー広告掲載申請書（様式 1）」にて申し込みをするものとする。

（広告掲載の審査及び決定）

第9条 河北総合病院病院長（以下「病院長」という。）は前条の申し込みがあったとき、要綱に基づき広告主及び広告を審査し、掲載する広告を決定する。

- 2 前項の決定は、「河北総合病院ホームページバナー広告掲載決定通知書（様式 2）」をもって通知する。

（広告内容等の変更）

第10条 病院長は、掲載が決定された広告においても、広告内容、デザインまたはリンク先のホームページの内容等が次に掲げる事項に該当することになった場合は、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。

- (1) 河北総合病院ホームページバナー広告掲載取扱要綱に抵触していると判断したとき
- (2) 病院長が病院ホームページへの掲載が適当でないと判断したとき

（広告掲載の取り消し）

第11条 病院長は、次に掲げる事項に該当する場合は、広告の掲載取消し、又は一時停止することができる。広告掲載の取り消しが決定したときは、病院から広告主へ「河北総合病院ホームページバナー広告掲載取消通知書（様式 3）」により行うものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき、又は納付する見込みのないとき
- (2) 指定する期日まで広告原稿の提出がないとき
- (3) 広告内容、デザインまたはリンク先のホームページの内容等が要綱に抵触していると判断したとき

(4) その他病院長が不適當であると判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第12条 広告主の自己都合により広告掲載を取り下げるときは、広告主から病院へ「河北総合病院ホームページバナー広告掲載取り下げ申請書(様式4)」により行うものとする。

(広告原稿等の変更及び決定について)

第13条 広告主がやむを得ない事情により、広告の原稿又はリンク先ホームページの変更を求める場合は、「河北総合病院ホームページバナー広告掲載変更申請書(様式5)」にて申し出をするものとする。

2 病院長は、前項の申し出があったとき、要綱に基づき広告を審査する。

3 第1項の決定は、「河北総合病院ホームページバナー広告掲載変更決定通知書(様式4)」をもって通知する。

(広告掲載料の納付)

第14条 広告主は、広告掲載料を病院が指定する期日、銀行口座に一括して納付するものとする。

(広告掲載料の返還)

第15条 すでに納付された広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、次の各号に該当すると認める場合は、広告掲載料を返還することができるものとする。

(1) 広告主の責に帰さない事由により広告を掲載できなくなったとき

(2) その他病院長が必要と認めるとき

(広告主の責任)

第16条 広告掲載の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。また、広告の内容によって発生したいかなる損害等に関しても病院はその責を負わない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は病院長が定めるものとする。

付則

本要綱は2025年7月1日より施行する。